

結核健康診断 マニュアル

<小学校・中学校・小中学校・総合支援学校>

京都市教育委員会

(令和8年3月改訂版)

目 次

結核健康診断について	1
結核健康診断の流れ	2
年間スケジュール	3
定期健康診断時について【第1期】(5月末までに転入等のあった児童生徒)	4
1 問診票の取扱い	
2 結核対策委員会(体育健康教育室)への提出	
3 学校医による内科健康診断	
4 胸部X線直接撮影検査の実施	
5 医療機関への受診勧奨	
6 健康診断票への記入	
定期健康診断終了後について【第2～4期】(6月以降に海外から転入した児童生徒)	10
1 問診票の取扱い	
2 結核対策委員会(体育健康教育室)への提出	
3 学校医への相談	
4 胸部X線直接撮影検査の実施	
5 医療機関への受診勧奨	
6 健康診断票への記入	
様式集	15
(様式1) 内科健康診断結果のお知らせ	
(様式2) 結核定期健康診断 問診票<小学校・小中学校1年生用>	
(様式3) 結核定期健康診断 問診票<小学校2年生～中学校3年生, 小中学校2～9年生用>	
(様式4) 結核健康診断 問診票<海外からの転入者用>	
(様式5) 保護者お知らせ(定期)	
(様式6) 保護者お知らせ(海外)	
(様式7) 結核対策委員会 要検討者名簿	
(様式8)【第1期】結核定期健康診断 実施報告書	
(様式9)【第2～4期】結核健康診断 実施報告書(海外)	
(様式10) 胸部X線直接撮影検査 受診者名簿	
(様式11) 胸部X線直接撮影検査実施のお知らせ	
(様式12) 胸部X線直接撮影検査の結果及び医療機関受診のお知らせ	
(様式13) 胸部X線直接撮影検査の結果のお知らせ	

結核健康診断について

児童・生徒の定期健康診断のうち、「結核の有無」の検査（以下「結核検診」という）は、平成14年までは結核予防法及び学校保健法で規定されていたが、法改正に伴い、平成15年度からは、根拠法令が学校保健法のみとなり、また学校保健法施行規則の一部が改正され、実施学年及び実施方法が変更された。実施主体は、他の定期健康診断と同様、「学校」（学校長）である。

主な改正点は、次のとおりである。

- 1 結核予防法による小・中学校での定期健康診断とBCG接種の廃止。
- 2 学校保健法による定期健康診断のうち「結核の有無」の検査は、問診票を用いて、小学校1年生、中学校1年生のみでなく、小・中学校の全学年を対象に実施する。

なお、平成19年4月には「結核予防法」が廃止され、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合された。また、平成21年4月には「学校保健法」が一部改正されて、名称が「学校保健安全法」に改められた。

施行規則改正から5年以上を経過したことを受け、文部科学省において「学校における結核検診に関する検討会」が新たに設置され、改正後の結核検診の実態や課題の把握を踏まえた、今後の学校における結核対策の在り方についての検討が重ねられた。京都市では、平成23年8月に取りまとめられた「学校における結核検診に関する検討会」報告書の内容等に準じたマニュアルを作成し、活用してきたところである。

しかし、平成28年度までの結核検診では、年度初めの結核検診実施後に海外から転入した児童・生徒について、結核感染のリスクが高いと考えられる場合であっても、次年度まで結核検診を受ける機会がないという課題があった。

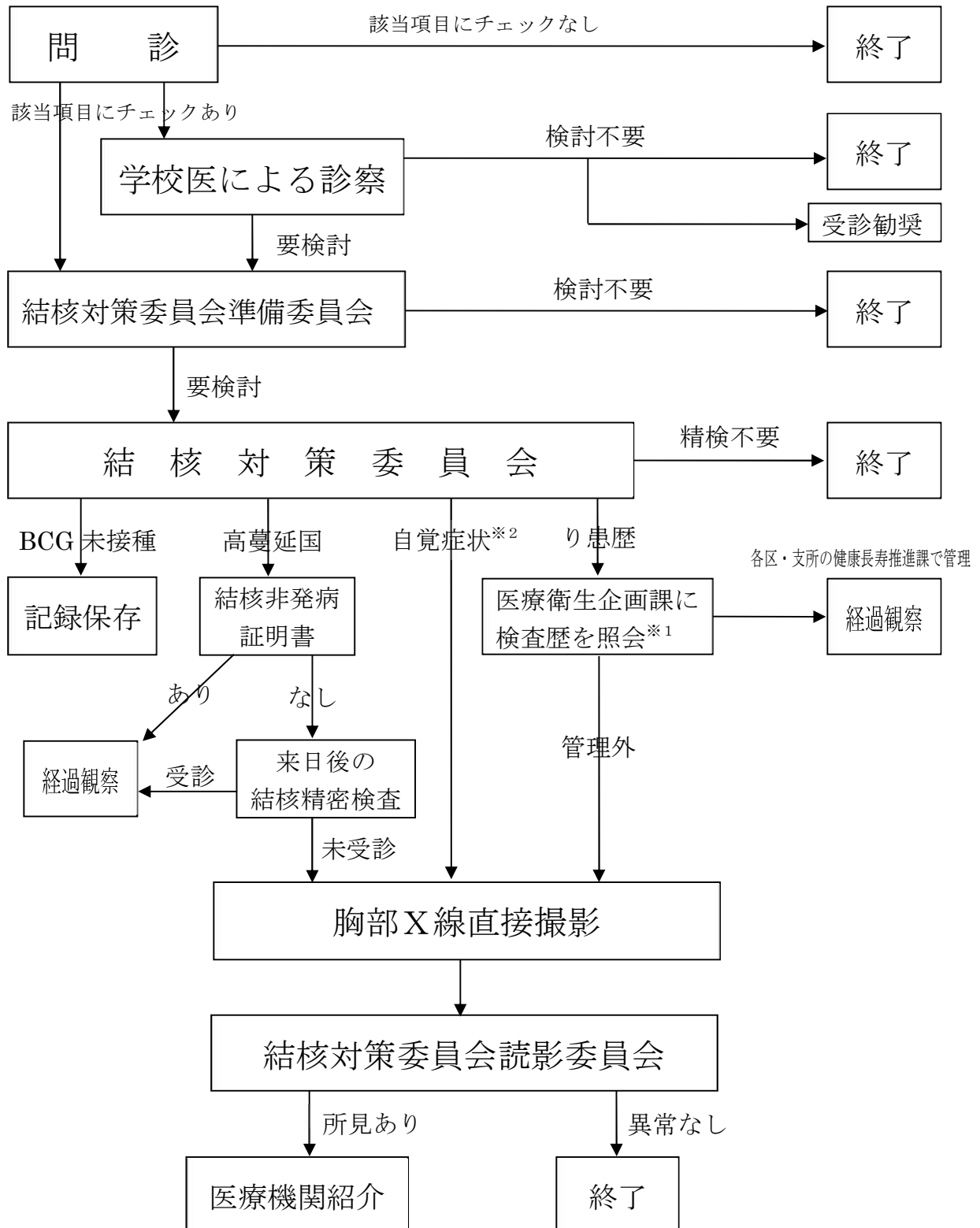
そのため、京都市では、京都市学校医会の全面的な協力のもと、平成29年度に「臨時結核健康診断」を追加実施し、海外から転入した児童・生徒全員の結核の有無について、早期に対応できるようにした。

令和7年3月より入国前結核スクリーニングが導入されたこと等を踏まえ、令和8年3月に「学校における結核対策マニュアル」（今回から発行主体が文部科学省から公益財団法人日本学校保健会に変更）が改訂され、京都市においても同改訂に対応するためマニュアルを改訂した。

また、年度途中の転入者に対する検査の回数についても、1回から3回へ増やし、転入から結核健診までの期間を短縮した。

本マニュアルを活用いただき、各校において円滑な結核健康診断の実施をお願いする。

京都市立学校児童生徒 結核健康診断



※1 医療衛生企画課への照会の際、児童・生徒本人の住所が必要となる場合があります。

※2 せき・たん症状が2週間以上続いており、かつ医療機関でぜんそく等と診断されていない場合。

年間スケジュール

	【第1期】 「在校生」及び「5月末までに 転入等のあった児童生徒」	【第2期】 6～8月に海外から 転入のあった児童生徒	【第3期】 9～11月に海外から 転入のあった児童生徒	【第4期】 12～1月に海外から 転入のあった児童生徒	2～3月に 転入のあった児童生徒
4月	上旬 中旬 下旬				
5月	上旬 中旬 下旬				
6月	上旬 中旬 下旬				
7月	上旬 中旬 下旬				
8月	上旬 中旬 下旬				
9月	上旬 中旬 下旬				
10月	上旬 中旬 下旬				
11月	上旬 中旬 下旬				
12月	上旬 中旬 下旬				
1月	上旬 中旬 下旬				
2月	上旬 中旬 下旬				
3月	上旬 中旬 下旬				

対象期間

対象期間

対象期間

対象期間

対象期間

次年度の
第1期
に検査

I 定期健康診断時について【第1期】(在校生及び5月末までに転入等のあった児童生徒)

1 問診票の取扱い

(1) 使用する問診票

定期健康診断時においては、学年により「小学校・小中学校1年生用(様式2)」または「小学校2年生～中学校3年生、小中学校2～9年生用(様式3)」を使用し、海外からの転入者については、学年によらず「海外からの転入者用(様式4)」を使用すること。

(2) 問診票の配布・回収等

① 配布・回収

問診票の記入と学校医による内科健康診断の時期は、近いほうが望ましいため、別途通知で定める提出期日に間に合う範囲内で、できるだけ直近に配付し、回収すること。問診票の配布にあたっては、「保護者へのお知らせ例文(様式5)」を用いるなどして周知を図ること。

やむを得ず、回収と内科健康診断が2週間以上開く場合は、質問5の自覚症状の状態について、保護者に再確認し、その旨を学校医に報告すること。

② 記載事項の確認

問診票回収後、記載内容の不備の有無等について確認し、不備等があれば、再度保護者に記入を依頼する。

(3) 留意事項

① 問診票の配布・回収には封筒を使用するなど、プライバシーの保護に十分配慮すること(封筒の購入経費は年度当初に学校に配分する)。

② 胸部X線撮影検査の対象となった児童生徒の問診票については、健康診断票に添付し、保存すること。

③ 「異常なし」となった児童生徒の問診票については、次回の内科健康診断時等に前年度の結果を参照される場合があるため、当該年度終了後、1年間保存すること。

2 結核対策委員会(体育健康教育室)への提出

1(1)に記載する問診票の回収後、問診票への記載内容が以下の(1)のいずれかに該当する児童生徒がいる場合は、以下の(2)①～⑤の各書類を、以下(1)のいずれにも該当する児童生徒がいない場合は、(2)①および⑤を体育健康教育室に提出すること。

(1) 結核対策委員会での検討対象となる問診票の項目（※①～④のいずれかに該当する場合）

- ① 質問1（り患歴）、質問2（予防内服歴）、質問3（家族り患歴）のうち、1つ以上「はい」と回答している場合
- ② 質問4（外国居住歴）及び補問4-1により、結核高蔓延国での居住歴が一定期間以上あることが認められる場合（以下ア及びイも対象）
 - ア 居住国において、来日前に入国前スクリーニングを受け、有効な結核非発病証明書（有効期間は胸部X線撮影の実施日から問診票記入日までの180日）を有する児童生徒
 - イ 来日後、結核に関する精密検査（胸部X線撮影等）を受診した児童生徒
- ③ 質問5（2週間以上続く「せき」や「たん」）に「はい」と回答し、かつ補問5-1（医療機関受診）・補問5-2（ぜんそく等）ともに「いいえ」と回答している場合
- ④ 「小学校・小中学校1年生用問診票（様式2）」の質問6または「小学校2年生～中学校3年生、小中学校2～9年生用問診票（様式3）」の質問4-2（BCG接種歴）に「いいえ」と回答している場合

(2) 提出書類等

① 結核対策委員会要検討者名簿（様式7）

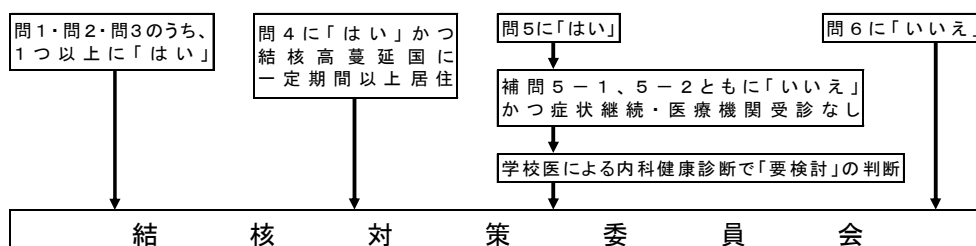
※ 2(1)に該当する児童生徒がない場合でも、「該当者なし」と氏名欄に入力のうえ、提出すること。

※ 別途通知により指定する提出日までに内科健康診断を受検できていない場合は、『学校医の診察による検討の要不要』欄は空欄のまま提出し、内科健康診断終了後に『学校医の診察による検討の要不要』欄を追記し、再度提出すること。

※ 前年度に結核対策委員会で検討対象となり、精密検査（ツベルクリン反応検査・胸部X線撮影検査）を受けている場合は、必ず備考欄へその旨を記入すること。

- ② 対象児童生徒の「問診票」（2(1)の該当者がいる場合のみ）
- ③ 結核非発病証明書の写し（2(1)②アの該当者がいる場合のみ）
- ④ 結核に関する精密検査（胸部X線撮影等）の結果の写し（2(1)②イの該当者がいる場合のみ）
- ⑤ 【第1期】結核定期健康診断実施報告書（様式8）

<結核対策委員会での検討対象とする児童生徒の選定基準>



3 学校医による内科健康診断

(1) 内科健康診断対象者

2(1)③に該当する児童生徒。

(2) 事前協議

学校医内科検診用の名簿と該当児童・生徒の間診票を学校医に確認してもらい、内科健康診断の進め方、プライバシーの保護等について、事前に十分に協議すること。

(3) 内科健康診断における確認事項

症状を確認し、急性上気道炎、ぜん息、ぜん息性気管支炎によるもの（例えば、理学所見で咽頭発赤がある等）と考えられる児童生徒は、検討対象から除外し、必要であれば、「内科健康診断結果のお知らせ（様式1）」を用いて受診勧奨を行うとともに、受診の有無について確認すること。

(4) 内科健康診断終了後

内科健康診断後は、その結果を「結核対策委員会要検討者名簿（様式7）」に記入し、問診票のPDFデータとともに、体育健康教育室へ提出すること。

学校医の診察の結果、検討が必要と認められた場合には、『学校医の診察による検討の要不要』欄に「要」と記入し、それ以外の場合は「不要」と記入する。学校医の所見等があれば、備考欄に記入すること。

4 精密検査（胸部X線撮影検査）の実施

学校から提出された書類をもとに、結核対策委員会で精密検査（胸部X線撮影検査）対象者を決定し、検査実施日程等を学校長に通知する。

(1) 精密検査（胸部X線撮影検査）対象者

原則として、次の①～③のいずれか、または複数項目に該当する児童生徒について、精密検査（胸部X線撮影検査）を実施する。

① 結核高蔓延国での居住歴が一定期間以上ある児童生徒。ただし、以下アまたはイの場合は、精密検査（胸部X線撮影検査）の対象外とする。

ア 居住国において、来日前に入国前スクリーニングを受け、有効な結核非発病証明書（有効期間は胸部X線撮影の実施日から問診票記入日までの180日）を有する児童生徒

イ 来日後、結核に関する精密検査（胸部X線撮影等）を受診した児童生徒

② 問診票の質問1（り患歴）、質問2（予防内服歴）、質問3（家族り患歴）のうち、1つ以上「はい」と回答している児童生徒で、かつ各区・支所健康長寿推進課において管理されていない児童生徒。

③ 問診票の質問5（2週間以上続く「せき」や「たん」）に「はい」と回答し、かつ補問5-1（医療機関受診あり）・補問5-2（ぜんそく等）ともに「いいえ」と回答している児童生徒で、かつ学校医による内科健康診断を実施し、その結果、「検討が必要である」と判断された児童生徒。

※ 前回以前に精密検査（ツベルクリン反応検査・胸部X線撮影検査）の対象となりながら検査を受けなかった児童生徒についても、精密検査（胸部X線撮影検査）の対象となることがある。

(2) 提出書類等

① 精密検査（胸部X線撮影検査）受診者名簿（様式10）

4で通知のあった対象児童生徒の保護者に精密検査受診の同意を確認し、同意が確認できた児童生徒について記載すること。同意にあたっては、「結核健康診断（胸部X線撮影検査）実施のお知らせ（様式11）」を配布し、同様に含まれる「胸部X線直接撮影同意書」により確認すること。

同意書は問診票とともに各校で保存すること。

(3) 精密検査（胸部X線撮影検査）の受診

精密検査（胸部X線撮影検査）は、体育健康教育室が指定する医療機関で、指定する期間内において、学校の引率のもと受診すること。受診にあたっては、事前に直接医療機関へ予約すること。

(4) 精密検査（胸部X線撮影検査）の結果

精密検査（胸部X線撮影検査）の結果は、結核対策委員会で協議し、後日学校長へ通知する。また、対象児童生徒の保護者に対しては、「結核健康診断（胸部X線撮影検査）の結果及び医療機関受診のお知らせ（様式12）」または「結核健康診断（胸部X線撮影検査）の結果のお知らせ（様式13）」を配布すること。

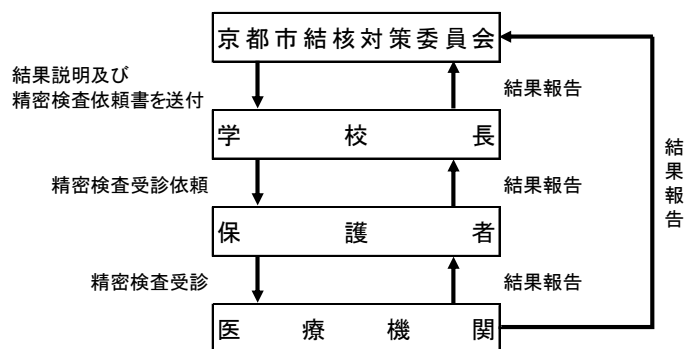
(5) **重要** 精密検査（胸部X線撮影検査）未受診者への対応

精密検査（胸部X線撮影検査）の対象とされていながら、保護者の同意が得られない等の理由により、検査を実施できない児童生徒については、学校医に報告するとともに、日々の健康観察の中で、長引くせき・たんや微熱、倦怠感等の症状に留意すること。疑わしい症状があれば、随時学校医に報告・相談し、必要に応じて、早期の医療機関受診を勧めること。また、次回の内科健康診断では、当該児童生徒の健康状況について、学校医に十分確認してもらうこと。

5 医療機関への受診勧奨

精密検査（胸部X線撮影検査）受診の結果、医療機関への受診勧奨対象となった児童生徒の受診にあたっては、別途、学校に対して教育委員会から指示する。

＜結核対策委員会等から医療機関への受診勧告等の流れ＞



6 健康診断票への記入

結核健康診断終了後は、健康診断票にその結果を記入すること。記入にあたっては、「児童生徒等の健康診断マニュアル（日本学校保健会）」及び下記の記入例を参照すること。

＜学校保健安全法施行規則第9条第2項 別表第一＞

区分		内容
生活規正 の面	A（要休業）	授業を休む必要のあるもの
	B（要軽業）	授業に制限を加える必要のあるもの
	C（要注意）	授業をほぼ平常に行つてよいもの
	D（健康）	全く平常の生活でよいもの
医療 の面	1（要医療）	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2（要観察）	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3（健康）	医師による直接、間接の医療行為を全く必要としないもの

＜記入例＞

		異常なし	異常あり
結核	疾病及び異常	/	左肺門部腫瘤影
	指導区分	D 3	D 1

Ⅱ 定期健康診断終了後について【第2～4期】(6月以降に海外から転入した児童生徒)

1 問診票の取扱い

(1) 使用する問診票

定期健康診断終了後に海外から転入した児童生徒に対しては、学年に関わらず「海外からの転入者用(様式4)」の問診票を使用し、日本国内からの転入者のうち、結核健康診断を受診していない児童生徒がいる場合は、学年により「小学校・小中学校1年生用(様式2)」または「小学校2年生～中学校3年生、小中学校2～9年生用(様式3)」を使用すること。

(2) 問診票の配布・回収等

① 配布・回収

定期健康診断終了後に海外から転入した児童生徒がいる場合は、速やかに問診票を配布し、回収すること。問診票の配布にあたっては、「保護者へのお知らせ例文(様式6)」を用いるなどして周知を図ること。

② 記載事項の確認

問診票回収後、記載内容の不備の有無等について確認し、不備等があれば、再度保護者に記入を依頼する。

(3) 留意事項

- ① 問診票の配布・回収には封筒を使用など、プライバシーの保護に十分配慮すること(封筒の購入経費は年度当初に学校に配分する)。
- ② 胸部X線撮影検査の対象となった児童生徒の問診票については、健康診断票に添付し、保存すること。
- ③ 「異常なし」となった児童生徒の問診票については、次回の内科健康診断時等に前年度の結果を参照される場合があるため、当該年度終了後、1年間保存すること。

2 結核対策委員会(体育健康教育室)への提出

「問診票(海外からの転入者用)(様式4)」の回収後、問診票への記載内容が以下の(1)のいずれかに該当する場合は以下の(2)①～⑤の各書類を、以下(1)のいずれにも該当する児童生徒がいない場合は、(2)⑤のみ体育健康教育室に提出すること。

定期健康診断終了後に海外からの転入者がなく、問診票の配布を行っていない場合は、(2)の各書類の提出は不要。

(1) 結核対策委員会での検討対象となる問診票の項目（※①～④のいずれかに該当する場合）

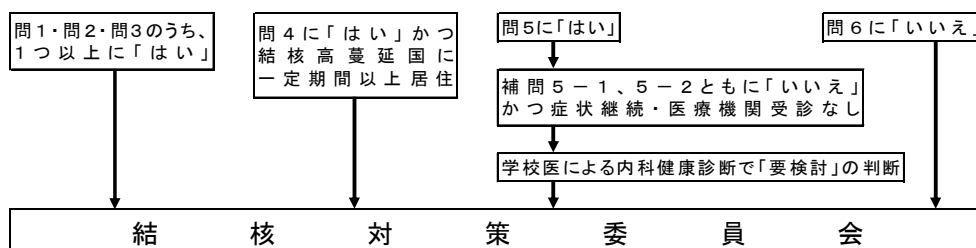
- ① 質問1（り患歴）、質問2（予防内服歴）、質問3（家族り患歴）のうち、1つ以上「はい」と回答している場合
- ② 質問4（海外居住歴）及び補問4-1により、結核高蔓延国での居住歴が「過去3年間に通算6ヶ月以上」であることが認められる場合（以下ア及びイも対象）
 - ア 居住国において、来日前に入国前スクリーニングを受け、有効な結核非発病証明書（有効期間は胸部X線撮影の実施日から問診票記入日までの180日）を有する児童生徒
 - イ 来日後、結核に関する精密検査（胸部X線撮影等）を受診した児童生徒
- ③ 質問5（2週間以上続く「せき」や「たん」）に「はい」と回答し、かつ補問5-1（医療機関受診）・補問5-2（ぜんそく等）ともに「いいえ」と回答している場合
- ④ 質問6（BCG接種歴）に「いいえ」と回答している場合

(2) 提出書類等

- ① 結核対策委員会要検討者名簿（様式7）

※ 上記(1)③に該当する場合、『学校医の診察による検討の要不要』欄は空白のまま提出すること。学校医への相談は以下3のとおり行い、相談が終了した際は3(3)のとおりとすること。
- ② 対象児童生徒の「問診票（海外からの転入者用）」（様式4）
- ③ 結核非発病証明書の写し（2(1)②アの該当者がいる場合のみ）
- ④ 結核に関する精密検査（胸部X線撮影等）の結果の写し（2(1)②イの該当者がいる場合のみ）
- ⑤ 結核健康診断実施報告書（海外からの転入者用）（様式9）

<結核対策委員会での検討対象とする児童生徒の選定基準>



3 学校医への相談

(1) 対象者

2(1)③に該当する児童生徒。

(2) 確認事項

症状の持続や医療機関受診の有無を保護者に確認し、症状が続いているにも関わらず、医療機関未受診であれば、直ちに学校医へ相談すること。

また、症状を確認し、急性上気道炎、ぜん息、ぜん息性気管支炎によるもの（例えば、理学所見で咽頭発赤がある等）と考えられる児童生徒は、検討対象から除外し、必要であれば、「内科健康診断結果のお知らせ（様式1）」を用いて受診勧奨を行うとともに、受診の有無について確認すること。

(3) 学校医への相談後

学校医への相談後は、その結果を「結核対策委員会要検討者名簿（様式7）」に記入し、問診票のPDFデータとともに、体育健康教育室へ提出すること。

学校医の診察の結果、検討が必要と認められた場合には、『学校医の診察による検討の要不要』欄に「要」と記入し、それ以外の場合は「不要」と記入する。学校医の所見等があれば、備考欄に記入すること。

4 精密検査（胸部X線撮影検査）の実施

学校から提出された書類をもとに、結核対策委員会で精密検査（胸部X線撮影検査）対象者を決定し、検査実施日等を学校長に通知する。

(1) 精密検査（胸部X線撮影検査）対象者

原則として、次の①～③のいずれか、または複数項目に該当する児童生徒について、精密検査（胸部X線撮影検査）を実施する。

① 結核高蔓延国での居住歴がある児童生徒。ただし、以下アまたはイの場合は、精密検査（胸部X線撮影検査）の対象外とする。

ア 居住国において、来日前に入国前スクリーニングを受け、有効な結核非発病証明書（有効期間は胸部X線撮影の実施日から問診票記入日までの180日）を有する児童生徒

イ 来日後、結核に関する精密検査（胸部X線撮影等）を受診した児童生徒

② 問診票の質問1（り患歴）、質問2（予防内服歴）、質問3（家族り患歴）のうち、1つ以上「はい」と回答している児童生徒で、かつ各区・支所健康長寿推進課において管理されていない児童生徒。

- ③ 問診票の質問5（2週間以上続く「せき」や「たん」）に「はい」と回答し、かつ補問5－1（医療機関受診あり）・補問5－2（ぜんそく等）ともに「いいえ」と回答している児童生徒で、かつ学校医による内科健康診断を実施し、その結果、「検討が必要である」と判断された児童生徒。

(2) 提出書類等

① 精密検査（胸部X線撮影検査）受診者名簿（様式10）

4で通知のあった対象児童生徒の保護者に精密検査受診の同意を確認し、同意が確認できた児童生徒について記載すること。同意にあたっては、「結核健康診断（胸部X線撮影検査）実施のお知らせ（様式11）」を配布し、同様式に含まれる「胸部X線直接撮影同意書」により確認すること。

同意書は問診票とともに各校で保存すること。

(3) 精密検査（胸部X線撮影検査）の受診

精密検査（胸部X線撮影検査）は、体育健康教育室が指定する医療機関で、指定する期間内において、学校の引率のもと受診すること。受診にあたっては、事前に直接医療機関へ予約すること。

(4) 精密検査（胸部X線撮影検査）の結果

精密検査（胸部X線撮影検査）の結果は、結核対策委員会で協議し、後日学校長へ通知する。また、対象児童生徒の保護者に対しては、「結核健康診断（胸部X線撮影検査）の結果及び医療機関受診のお知らせ（様式12）」または「結核健康診断（胸部X線撮影検査）の結果のお知らせ（様式13）」を配布すること。

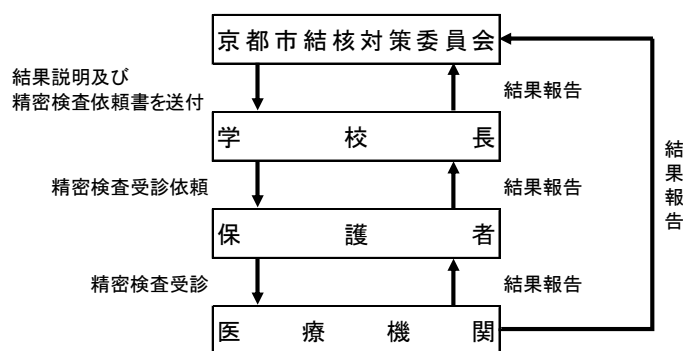
(5) **重要** 精密検査（胸部X線撮影検査）未受診者への対応

精密検査（胸部X線撮影検査）の対象とされていながら、保護者の同意が得られない等の理由により、検査を実施できない児童生徒については、学校医に報告するとともに、日々の健康観察の中で、長引くせき・たんや微熱、倦怠感等の症状に留意すること。疑わしい症状があれば、随時学校医に報告・相談し、必要に応じて、早期の医療機関受診を勧めること。また、次回の内科健康診断では、当該児童生徒の健康状況について、学校医に十分確認してもらうこと。

5 医療機関への受診勧奨

精密検査（胸部X線撮影検査受診）の結果、医療機関への受診勧奨対象となった児童生徒の受診にあたっては、別途、学校に対して教育委員会から指示する。

＜結核対策委員会等から医療機関への受診勧告等の流れ＞



6 健康診断票への記入

結核健康診断終了後は、健康診断票にその結果を記入すること。記入にあたっては、備考欄に「検診名」「受診年月日」「受診結果（疾病及び異常、指導区分）」を記入すること。

＜学校保健安全法施行規則 別表第一＞

区分		内容
生活規正 の面	A（要休業）	授業を休む必要のあるもの
	B（要軽業）	授業に制限を加える必要のあるもの
	C（要注意）	授業をほぼ平常に行つてよいもの
	D（健康）	全く平常の生活でよいもの
医療 の面	1（要医療）	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2（要観察）	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3（健康）	医師による直接、間接の医療行為を全く必要としないもの

＜記入例＞

備考欄	結核検診 ●年●月●日受診 D3
-----	------------------

< 様式集 >

外国版も含め、各様式は京都市教育委員会「光京都イントラネット」
体育健康教育室ホームページよりダウンロードすることができます。

保護者様

(年 組 氏名)

京都市立

学校長

内科健康診断結果のお知らせ

先日行いました健康診断の結果、お子様には下記の病気の疑いや注意がありましたのでお知らせいたします。治療を要する病気については、なるべく早く専門医に受診されますようおすすめします。受診されましたら下の報告書にご記入の上、学校にお出してください。

栄養	やせ傾向	偏食をしないようにしましょう。
	肥満傾向 ()	食べる量と運動のバランスを考えてください。 根気よく運動を続けてください(なわとび, かけあしなど)。
皮膚	皮膚疾患 ()	皮膚を清潔にしてください。 治療を受けてください。
	その他 ()	
その他	長引くせき・たん	医師の診察を受けてください。
	胸郭異常の疑い	医師の診察を受けてください。
	その他 ()	

★すでに治療を受けておられる場合は、その様子や経過を、また家庭で取り組んでおられること(食生活・生活リズム・健康法等)がありましたらお書きください。

キリトリせん

(報告書は保護者の方がお書きください)

内科・小児科受診報告

年 組

氏名 () 保護者名 ()

受診日 月 日

受診した病院または医院名 _____

診てもらった結果 病名 _____

受診結果次のような指導を受けました。

- 1 このまま様子を見る
- 2 治療中
- 3 治療済み

家庭での取組または学校への連絡事項

結核定期健康診断 問診票 <小学校・小中学校1年生用>

学校 _____ 年 _____ 組 _____ 番 氏名 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

保護者氏名 _____

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

調査内容		どちらかに○をつけて下さい	
質問 1	このお子さまが、いままでに結核性の病気にかかったことがありますか？	はい (年 月頃)	いいえ
質問 2	このお子さまが、過去3年以内に結核の感染を受けたとして予防のお薬を飲んだことがありますか？	はい (年 月頃)	いいえ
質問 3	このお子さまのご家族や同居人で、過去3年以内に結核にかかった方はいますか？	はい (年 月頃)	いいえ
補問	※ 質問3で「はい」と答えた方へ		
3-1	その方のお名前・ご住所・生年月日をご記入ください。ご記入いただければこのお子さまに精密検査が必要な場合、保健福祉局医療衛生企画課に問い合わせることによって 精密検査が不要となる場合があります。 結核にかかった方のお名前 _____ 続柄 _____ 生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ご住所 _____		
質問 4	このお子さまが、過去3年間に通算6ヶ月以上、海外に住んでいたことがありますか？	はい	いいえ
補問	※ 質問4で「はい」と答えた方へ		
4-1	それほどの国ですか？ また、いつからいつまで居住していましたか？ (国名) _____ (居住期間) _____ ~ _____ (国名) _____ (居住期間) _____ ~ _____ (国名) _____ (居住期間) _____ ~ _____		
4-2	このお子さまは、来日前に入国前スクリーニングを受け、有効期間内（180日）の結核非発病証明書を持っていますか？ ※「はい」と答えた方は、「結核非発病証明書の写し」を問診票とともに提出してください。	はい	いいえ
補問	※ 質問4-2で「いいえ」と答えた方へ		
4-3	このお子さまは、来日後、結核に関する精密検査（胸部X線撮影検査など）を受けましたか？ ※「はい」と答えた方は、「結核に関する精密検査の結果の写し」を問診票とともに提出してください。	はい	いいえ
質問 5	このお子さまは、この2週間以上「せき」や「たん」が続いていますか？	はい	いいえ
補問	※ 質問5で「はい」と答えた方へ		
5-1	このお子さまは、その「せき」や「たん」で医療機関において、治療や検査を受けていますか？	はい	いいえ
5-2	このお子さまは、ぜんそく、ぜんそく性などといわれていますか？	はい	いいえ
質問 6	このお子さまは、いままでBCGの接種をうけたことがありますか？	はい	いいえ
この問診票の内容について、保健福祉局医療衛生企画課に問い合わせることによって精密検査が不要になることがあります。その場合、医療衛生企画課に問合せしてもよろしいですか？		はい	いいえ

※この問診票は、結核健康診断以外の目的には使用されません

結核定期健康診断 問診票 <小学校2年生～中学校3年生、小中学校2～9年生用>

_____ 学校 _____ 年 _____ 組 _____ 番 氏名 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

保護者氏名 _____ 記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

調査内容		どちらかに○をつけて下さい	
質問 1	このお子さまが、 <u>昨年度中</u> に結核性の病気にかかったことがありますか？	はい (年 月頃)	いいえ
質問 2	このお子さまが、 <u>昨年度中</u> に結核の感染を受けたとして予防のお薬を飲んだことがありますか？	はい (年 月頃)	いいえ
質問 3	このお子さまのご家族や同居人で、 <u>昨年度中</u> に結核にかかった方はいますか？	はい (年 月頃)	いいえ
補問	※ 質問3で「はい」と答えた方へ		
3-1	その方のお名前・ご住所・生年月日をご記入ください。ご記入いただければこのお子さまに精密検査が必要な場合、保健福祉局医療衛生企画課に問い合わせることによって 精密検査が不要となる場合があります。 結核にかかった方のお名前 _____ 続柄 _____ 生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ご住所 _____		
質問 4	このお子さまは、 <u>昨年度中</u> に通算6ヶ月以上、海外に住んでいたことがありますか？	はい	いいえ
補問	※ 質問4で「はい」と答えた方へ		
4-1	それはどこの国ですか？ また、いつからいつまで居住していましたか？ _____(国名) _____(居住期間) ~ _____ _____(国名) _____(居住期間) ~ _____ _____(国名) _____(居住期間) ~ _____		
4-2	このお子さまは、BCGを接種したことがありますか？	はい	いいえ
4-3	このお子さまは、来日前に入国前スクリーニングを受け、有効期間内(180日)の結核非発病証明書を持っていますか？ ※「はい」と答えた方は、「結核非発病証明書の写し」を問診票とともに提出してください。	はい	いいえ
補問	※ 質問4-3で「いいえ」と答えた方へ		
4-4	このお子さまは、来日後、結核に関する精密検査(胸部X線撮影検査など)を受けましたか？ ※「はい」と答えた方は、「結核に関する精密検査の結果の写し」を問診票とともに提出してください。	はい	いいえ
質問 5	このお子さまは、この2週間以上「せき」や「たん」が続いていますか？	はい	いいえ
補問	※ 質問5で「はい」と答えた方へ		
5-1	このお子さまは、その「せき」や「たん」で医療機関において、治療や検査を受けていますか？	はい	いいえ
5-2	このお子さまは、ぜんそく、ぜんそく性などといわれていますか？	はい	いいえ
この問診票の内容について、保健福祉局医療衛生企画課に問い合わせることによって精密検査が不要になることがあります。その場合、医療衛生企画課に問合せてもよろしいですか？		はい	いいえ

※この問診票は、結核健康診断以外の目的には使用されません

結核健康診断 問診票 <海外からの転入者用>

学校 _____ 年 _____ 組 _____ 番 氏名 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

保護者氏名 _____ 記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

調査内容		どちらかに○をつけて下さい	
質問 1	このお子さまが、いままでに結核性の病気にかかったことがありますか？	はい (年 月頃)	いいえ
質問 2	このお子さまが、過去3年以内に結核の感染を受けたとして予防のお薬を飲んだことがありますか？	はい (年 月頃)	いいえ
質問 3	このお子さまのご家族や同居人で、過去3年以内に結核にかかった方はいますか？	はい (年 月頃)	いいえ
補問	※ 質問3で「はい」と答えた方へ		
3-1	その方のお名前・ご住所・生年月日をご記入ください。ご記入いただければこのお子さまに精密検査が必要な場合、保健福祉局医療衛生企画課に問い合わせることによって 精密検査が不要となる場合があります。 結核にかかった方のお名前 _____ 続柄 _____ 生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ご住所 _____		
質問 4	このお子さまが、過去3年間に通算6ヶ月以上、海外に住んでいたことがありますか？	はい	いいえ
補問	※ 質問4で「はい」と答えた方へ		
4-1	それほどこの国ですか？ また、いつからいつまで居住していましたか？ (国名) _____ (居住期間) _____ ~ _____ (国名) _____ (居住期間) _____ ~ _____ (国名) _____ (居住期間) _____ ~ _____		
4-2	このお子さまは、来日前に入国前スクリーニングを受け、有効期間内(180日)の結核非発病証明書を持っていますか？ ※「はい」と答えた方は、「結核非発病証明書の写し」を問診票とともに提出してください。	はい	いいえ
補問	※ 質問4-2で「いいえ」と答えた方へ		
4-3	このお子さまは、来日後、結核に関する精密検査(胸部X線撮影検査など)を受けましたか？ ※「はい」と答えた方は、「結核に関する精密検査の結果の写し」を問診票とともに提出してください。	はい	いいえ
質問 5	このお子さまは、この2週間以上「せき」や「たん」が続いていますか？	はい	いいえ
補問	※ 質問5で「はい」と答えた方へ		
5-1	このお子さまは、その「せき」や「たん」で医療機関において、治療や検査を受けていますか？	はい	いいえ
5-2	このお子さまは、ぜんそく、ぜんそく性などといわれていますか？	はい	いいえ
質問 6	このお子さまは、いままでBCGの接種(スタンプ式の予防接種)をうけたことがありますか？	はい	いいえ
この問診票の内容について、保健福祉局医療衛生企画課に問い合わせることによって精密検査が不要になることがあります。その場合、医療衛生企画課に問合せてもよろしいですか？		はい	いいえ

※この問診票は、結核健康診断以外の目的には使用されません

《例 文（定期健康診断用）》

令和 年 月 日
 保護者 様
 京都市立 学校
 校 長

定期健康診断の結核に関する「問診票」ご記入のお願い

定期健康診断における結核検診については、平成15年度から、小学校・中学校の全学年を対象とした問診票を保護者の方に記入していただく方法で実施しております。

つきましては、別紙の「問診票」をご記入いただき、学校にご提出ください。問診票と学校医による内科健康診断等の結果をふまえ、必要と認められた場合は、お子様に胸部X線直接撮影等の精密検査を受けていただくこととなりますが、その場合は、追って連絡させていただきます。

この問診票は、結核に関する定期健康診断が正しく行われるための大切な資料となりますので、お子様の様子を、正確にご記入いただきますようお願いいたします。なお、この問診票は、定期結核健康診断以外の目的には使用されませんが、結核の感染防止のためには保健福祉局医療衛生企画課との連携を十分に図ることが重要ですので、そのための資料として活用させていただくことを予めご了承ください。

この問診票は、 月 日までに封筒に入れて封をし、担任までご提出ください。

我が国における結核の状況は、医療や公衆衛生の向上に伴って劇的に改善してきました。全国の5歳～14歳の結核登録患者数は、昭和37年では約3万5千人でしたが、平成23年には51人に減少しました。平成11年には、主に以前結核に感染していた高齢者のり患率が上昇したことを受け、「結核緊急事態宣言」が出されましたが、令和3年以降の日本の結核罹患率は、低蔓延国水準を維持しています。

しかし、結核が今なお注意を要する病気であることに変わりはありません。このため、小学校・小中学校・中学校・高等学校では結核に関する定期健康診断を実施し、子ども達の健康に細心の注意を払っています。

＜入国前スクリーニングについて＞

入国前結核スクリーニングとは、スクリーニング対象国から、日本に入国・中長期間在留しようとする者に対して、入国前に指定健診医療機関において胸部X線撮影等を受け、結核を発病していないことを証明する資料の提出を求める制度です。

本スクリーニングの対象となるのは、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマー及び中国^{※1}の国籍を有し、日本に中長期在留者^{※2}（再入国許可を有する者を除く）並びに特定活動告示第53号及び54号（デジタルノマド及びその配偶者又は子）として入国・在留しようとする者です。

対象者は、スクリーニング対象国に所在する指定健診医療機関で、医師の診察及び胸部X線撮影（所見がある場合、医師の判断により喀痰たん検査）を受け、その結果で結核を発病していないと判断された場合には、「結核非発病証明書」が発行されます。なお、「結核非発病証明書」の有効期間は、胸部X線撮影の実施日から原則180日間（条件により有効期間が90日間となる場合があります。）です。

詳細や最新の情報は、厚生労働省のホームページ等を確認してください。

※1 令和8年1月時点において、インドネシア、ミャンマー、中国の開始時期は未定。

※2 「中長期在留者」とは、出入国管理及び難民認定法第19条の3に定める者（本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者、④①から③までに準ずる者として法務省令で定めるもの、のいずれか以外の者）をいう。

《例 文（海外からの転入者用）》

令和 年 月 日

保護者 様

京都市立 学校
校 長

結核健康診断に関する「問診票」ご記入のお願い

定期健康診断における結核検診については、平成15年度から、小学校・中学校の全学年を対象とした問診票を保護者の方に記入していただく方法で実施しておりますが、定期健康診断実施後に海外から転入されたお子様に対しては、臨時健康診断における結核検診として、平成29年度から実施しております。

つきましては、別紙の「問診票」をご記入いただき、学校にご提出ください。問診票と学校医による内科健康診断等の結果をふまえ、必要と認められた場合は、お子様に胸部X線直接撮影等の精密検査を受けていただくこととなりますが、その場合は、追って連絡させていただきます。

この問診票は、結核に関する健康診断が正しく行われるための大切な資料となりますので、お子様の様子を、正確にご記入いただきますようお願いいたします。なお、この問診票は、結核健康診断以外の目的には使用されませんが、結核の感染防止のためには保健福祉局医療衛生企画課との連携を十分に図ることが重要ですので、そのための資料として活用させていただくことを予めご了承ください。

この問診票は、 月 日までに封筒に入れて封をし、担任までご提出ください。

我が国における結核の状況は、医療や公衆衛生の向上に伴って劇的に改善してきました。全国の5歳～14歳の結核登録患者数は、昭和37年では約3万5千人でしたが、平成23年には51人に減少しました。平成11年には、主に以前結核に感染していた高齢者のり患率が上昇したことを受け、「結核緊急事態宣言」が出されましたが、令和3年以降の日本の結核罹患率は、低蔓延国水準を維持しています。

しかし、結核が今なお注意を要する病気であることに変わりはありません。このため、小学校・小中学校・中学校・高等学校では結核に関する定期健康診断を実施し、子ども達の健康に細心の注意を払っています。

＜入国前スクリーニングについて＞

入国前結核スクリーニングとは、スクリーニング対象国から、日本に入国・中長期間在留しようとする者に対して、入国前に指定健診医療機関において胸部X線撮影等を受け、結核を発病していないことを証明する資料の提出を求める制度です。

本スクリーニングの対象となるのは、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマー及び中国^{※1}の国籍を有し、日本に中長期在留者^{※2}（再入国許可を有する者を除く）並びに特定活動告示第53号及び54号（デジタルノマド及びその配偶者又は子）として入国・在留しようとする者です。

対象者は、スクリーニング対象国に所在する指定健診医療機関で、医師の診察及び胸部X線撮影（所見がある場合、医師の判断により喀痰たん検査）を受け、その結果で結核を発病していないと判断された場合には、「結核非発病証明書」が発行されます。なお、「結核非発病証明書」の有効期間は、胸部X線撮影の実施日から原則180日間（条件により有効期間が90日間となる場合があります。）です。

詳細や最新の情報は、厚生労働省のホームページ等を確認してください。

※1 令和8年1月時点において、インドネシア、ミャンマー、中国の開始時期は未定。

※2 「中長期在留者」とは、出入国管理及び難民認定法第19条の3に定める者（本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者、④①から③までに準ずる者として法務省令で定めるもの、のいずれか以外の者）をいう。

【第 期】結核対策委員会 要検討者名簿

令和 年 月 日

学校名 _____
学校長名 _____

※「はい」は○、「いいえ」は×を選択してください。BCGについては、未接種の場合に未を選択してください。
※本様式は文書処理システムにて送付してください。

№	学年	組	氏名	氏名のふりがな	性別	生年月日	内科健診診断 実施日	問診結果						備考			
								問1 本人 り患歴	問2 年月 予防 内服歴	問3 家族 り患歴	問3 年月日	高 蔓延 国名	問4 居住期間		問4 特種 労働 証明書	問5 せき、 たん 医療機関 せんぞく	問5 問5-1 問5-2 BCG 未接 種
(記入例)	3	1	御池 太郎	おいけ たろう	男	HO.7.14	RO.5.15	×	×	×	中国	HO.4.1~RO.3.25		×	未		※ 昨年度、精密検査(ツベルチン)反応検査等を実施している場合は、R7.12 反応実施等と記入すること R7.12 胸部X線実施
	4	2	河原町 次郎	かわらまち じろう	男	HO.9.5	RO.5.16	×	×	×	ネパール	HO.4.1~RO.3.30	有	×			
	5	い	京都 花子	きょうと はなこ	女	HO.11.25	RO.6.19	×	×	×				○	×	×	要
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	

(様式8)

令和 年 月 日

体育健康教育室学校保健担当 宛

学校名

学校長名

【第1期】結核定期健康診断実施報告書

単位:人

学年	在籍数	問診調査			学校医による診察				合計
		問診調査 実施者数	問診調査の結果		診察 実施者数 (※)	診察の結果			
			検討 不要者数	要 検討者数		異常なし	受診勧奨	要 検討者数	
1年									
2年									
3年									
4年									
5年									
6年									
中1 (7年)									
中2 (8年)									
中3 (9年)									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※は、問診調査による要検討で診察を受けた児童・生徒の数

(補記事項等)

(様式9)

令和 年 月 日

体育健康教育室学校保健担当 宛

学校名

学校長名

【第2～4期】結核健康診断実施報告書(海外からの転入者用)

単位:人

学年	海外からの転入者数	問診調査			学校医による診察				合計
		問診調査実施者数	問診調査の結果		診察実施者数(※)	診察の結果			
			検討不要者数	要検討者数		異常なし	受診勧奨	要検討者数	
1年									
2年									
3年									
4年									
5年									
6年									
中1(7年)									
中2(8年)									
中3(9年)									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※は、問診調査による要検討で診察を受けた児童・生徒の数

(補記事項等)

※ 第2～4期は1枚にまとめて提出すること

(様式 10)

令和 年 月 日

体育健康教育室学校保健担当 宛

【第 期】精密検査（胸部X線撮影検査）受診者名簿

学校名 _____ 学校

No.	学年・組	氏 名	性別	生年月日
1				
2				
3				
4				
5				

(様式 11)

令和 年 月 日

年 組 氏名

保護者様

京都市立学校結核対策委員会

京都市立 学校長

令和 年度 結核健康診断（胸部X線撮影検査）実施のお知らせ

先日ご提出いただきました問診票及び学校医による内科健康診断等を参考に、京都市立学校結核対策委員会で検討させていただいた結果、あなたのお子さまには、胸部X線撮影検査を受けていただくことが妥当と判断いたしました。

つきましては、下記の同意書に必要事項をご記入の上、封筒に入れて封をし、 月 日までに担任までご提出ください。

記

実施日時 令和 年 月 日（ ） : ～

実施場所

※ 引率は学校が行いますが、交通費がかかる場合は保護者のご負担となります。

-----きりとり-----

胸部X線撮影検査同意書

胸部X線撮影検査の受診について（どちらかにチェックをつけてください）

受ける

受けない（理由 _____）

児童生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

(様式 12)

令和 年 月 日

年 組 氏名

保 護 者 様

京都市立学校結核対策委員会

京都市立 学校長

**令和 年度 結核健康診断（胸部X線撮影検査）
の結果及び医療機関受診のお知らせ**

先日受診いただきました結核健康診断（胸部X線撮影検査）の結果、あなたのお子さまは、発病の疑いがあることから、医療機関を受診いただくことが妥当と判断いたしました。

医療機関の受診にあたっては、後日、改めてご連絡いたします。

(様式 13)

令和 年 月 日

年 組 氏名

保 護 者 様

京都市立学校結核対策委員会

京都市立 学校長

令和 年度 結核健康診断（胸部X線撮影検査）の結果のお知らせ

先日受診いただきました結核健康診断（胸部X線撮影検査）の結果、あなたのお子さまは、発病の疑いがないことが判明しましたのでお知らせいたします。

本検査はこれで終了です。